

1-1 設置基準と設置認可の現状と課題について

(平成 20 年 10 月 29 日 大学分科会 大学設置・学校法人審議会
大学設置分科会 納谷廣美分科会長職務代理配付資料)

設置基準と設置認可の現状と課題について

大学設置・学校法人審議会

1. 設置認可の現状

(1) 申請者・申請内容の多様化

- ① 専門職大学院制度の創設や株式会社への参入などにより、申請者・申請内容が多様化。
- ② 「規制緩和によって設置認可がされやすくなった」という申請者側の意識変化があったのか、設置者としての自覚と責任を欠くような準備不足の申請が増加。
- ③ 申請件数は減少したものの、多様性と設置基準の抽象性とは相俟って審査自体は困難に。1 校当たりにつき審査意見の数自体は大幅な増加傾向。
- ④ 規制緩和の影響もあり、私立大学の経営の継続性、安定性の確保が難しくなっており、教育・研究の質の確保・向上に影響を及ぼすことが懸念される。(校地、校舎の全部借用が認められたが、借料が経営を圧迫している例も見受けられる。)
- ⑤ 大学等を誘致、支援する自治体に対して、大学設置に関する十分な情報が伝わっていない。

(2) 設置基準が定性的・抽象的

- ① 設置基準の準則化により審査内規が廃止され、規制緩和の観点から定量的基準も不在。
- ② 申請内容が多様化する中、大学人の常識からすれば不適切と思える申請についても、設置基準に具体性がないため、最終的に「不可」とするには明確な根拠を示し難い状況。
※ 最近問題となった具体例については、平成 20 年 1 月 23 日の大学分科会制度・教育部会における「佐藤弘毅委員説明資料」【別添】を参照。

(3) 届出制度で想定外のケースが出現

- ① 届出制度の導入により、柔軟な組織づくりは促進されたものの、本来の届出制度の趣旨を逸脱するような届出設置も出現。
(例)
 - ・ 数回にわたる届出の結果、認可申請時とは異なる分野の学部等を届出設置 (A → AB → B)
 - ・ 基礎となる学部等とは異なる国家資格等を取得する学部等を届出設置 (看護師 → 理学療法士)
- ② 学部・学科名や学位に付記する専攻名称に、国際通用性に疑問があるようなものが出現。設置認可審査があれば意見を付けて修正を求められるが、届出の場合は困難。
- ③ 教員審査や設置審議会との「対話」を回避して届出制度を抜け道的に活用し、不十分な組織改編が行われるとすれば、一方で設置認可の審査を厳格に行っている意義が薄れる。

2. 設置基準に係る課題

- ① 定性的・抽象的な規定についての明確化が必要
(例)
 - ・ 専任教員の要件 (年齢、給与、勤務日数、授業時間数、雇用形態、管理運営への参画)
 - ・ グラウンド、体育館に係るハード面の基準 (広さと本母校舎からの距離)
 - ・ 研究室、研究費等の研究環境に関する基準
 - ・ 図書の冊数
- ② 多様な形態を踏まえた通信教育設置基準の見直し
- ③ 学校教育法第 103 条の「大学院のみを置く大学」(大学院大学)の要件の明確化
 - ・ 「教育研究上特別の必要がある」ことを審査要件化することが必要であり、典型的な場合等を設置基準に明記することが必要
 - ・ 「大学とすることができる」について、校地・校舎の定量的基準がないものの、大学らしさ (大学であること) をどのような形で担保するかを設置基準に明記することが必要

<学校教育法>

(大学院のみを置く大学)

第 103 条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第 85 条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

- ④ 専門職大学院で養成する人材を受け入れる側のニーズ把握の徹底、専任教員の役割・責任の明確化

- ⑤大学院、大学院大学に関する校地・校舎の基準
- ⑥グローバル化の中で、学部・学科名、学位に付記する専攻名などが、国際通用性のあるものとなるよう、限定を付すことが必要。

3. 設置認可（設置審査）に係る課題

- ①審査の簡略化の観点から審査期間を短縮化したが、申請内容の多様化に対応し、審査の質を確保する観点から、例えば大学等の新設や収容定員の増加を伴う改組の場合には、審査期間を1年～1年半程度確保するなど、十分な審査期間の確保が必要。申請者にとっても、審議会との「対話」が深まり、意見対応に時間がとれるため有益。（現在は、審査意見伝達後の補正申請まで、1ヶ月程度しか確保できない状況）
 <現状>
 大学新設 7ヶ月：3月末申請（審査意見・補正申請 2往復）
 学部等設置 5ヶ月：5月末申請（審査意見・補正申請 1往復）
- ②形式要件は具備しているため受付は行ったものの、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、施設・整備などの面で大学の設置に関する基本的理解を欠いているなど、明らかに準備不足である申請に対しては、第一次審査で審査を打ち切り、「不可」とするなどの厳格な対応が必要。
- ③審査の厳格化の観点から、教員に関する情報等、申請書類に添付する書類や記載内容等の手続面の改訂が必要。
- ④学際分野の審査に際しては、複数の分野別専門委員会で、それぞれの観点から審査を行い意見を付しているが、同方法では限界があり、新たな審査方法を構築することが必要。
- ⑤1つの学部又は学科内に複数のコースを設け、認可又は届出を行った学位とは異なる分野の学位を授与するケースが見られる。教育プログラムとそれにより授与される学位を一体的に捉え、認可又は届出を行った学位分野が維持されるようにすべき。
- ⑥自治体からの財政支援等を伴う設置申請については、申請者に対して、審査の過程においても、当該自治体と十分な連携を図るよう求めることが必要。

4. 届出制度に係る課題

- ①制度導入の趣旨に鑑み、既存の学位の分野の見直し・細分化が必要。（学際分野の位置づけなど）
- ②既存の学部にならぬ新たな学位の分野を追加する場合のルールを厳格化が必要。
- ③設置計画履行状況等調査の実施によるフォローアップが必要。

5. 設置計画履行状況等調査（認可後のフォローアップ）の現状と課題

- (1) 現状
 - ①新たに設置認可を行った大学、学部、研究科等について、完成年度まで毎年報告書の提出を求め、書面、面接又は実地調査を実施。問題点については、留意事項として通知。
 - ②従来、大学設置・学校法人審議会決定に基づき実施していたが、平成18年に省令に根拠規定を設け、以後、毎年調査結果を公表。
 - ③大幅な設置基準の緩和以降、役割が一層増大しており、今後、届出設置についても実施予定。（現在試行中）
- (2) 今後の課題
 - ①対象件数は、設置認可に係るものだけで毎年400件以上。物理的に、面接や実地調査を行えるのは、合わせて100件程度。今後、届出設置についても調査の対象を拡大したいが、限られた資源の中で質と量のバランスを確保しつつメリハリを効かせて実施することが必要。
 - ②設置計画履行状況等調査は、設置認可時の留意事項への対応状況、設置計画が確実に履行されているかを調査するものであり、最低限の質を担保する役割を果たすが、教育研究の質の向上について調査・評価することは困難。設置認可制度の特質とその限界を踏まえ、設置認可後の質の保証に関する国としてのフォローアップの枠組みを構築することが必要。

6. 質の保証システムの構築に向けて

- ①設置計画履行状況調査によって最低限の質を担保するとともに、分野別認証評価システムの構築や文部科学省の視学委員制度の復活等によって、設置認可後の教育研究の質の維持・向上を図り、設置の前後を通じて、「担保」と「向上」の両側面から「質の保証」を図ることが必要。
- ②各大学の自発的な教育研究の質の向上を促すためには、設置認可申請書の基本計画書や教育課程の概要等の設置認可に係る書類や認証評価の結果等を大学ごとに整理してポータルサイトに掲載するなど、大学の基本情報の公開を徹底することが必要。

11月答申の提出に当たって〔大学設置・学校法人審議会会長コメント〕

- このたび、大学設置・学校法人審議会は、本年5月及び7月に諮問等のあった平成20年度開設予定の公私立の大学、大学院などについて答申等を行った。諮問等のなされたもののうち、今回認可の答申等に至った案件は94件であり、それぞれ円滑かつ確実に設置計画を履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開されることを期待したい。
- 本年度の申請等の大きな特色の一つは、教職大学院関係が21件あったことである。このうち、今回の答申等で可となったのは19件、申請が取り下げられたものが2件である。全体的に、実践的な能力を培うための実習の重要性に関する理解が不十分であると思われる案件がかなり見られ、それらについては補正を求めることとなった。教職大学院は教職課程改善のモデルとして制度化されたことを十分踏まえ、質の高い実践的なリーダー教員養成を行う体制を整備・充実することを強く求めたい。（詳細については別紙の北原大学設置分科会長代理のコメントを参照。）
- 教職大学院以外の案件では、大学の新設、学部の新設、短期大学の学科の設置、大学の通信教育の開設、大学院の研究科の設置、専攻設置・課程変更の各区分で、申請の取り下げが7件あり、また、いくつかの案件については、当審議会においてさらに吟味を必要とするという判断から、現在の時点では保留という結果となっている。これらの案件は、総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、施設・設備などの面で、大学の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念がもたれるような申請内容のものも見られた。
- 規制緩和の流れの中、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減など「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方にに基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧されることである。本年1月には文部科学大臣が、株式会社が設置するある大学に対して学校教育法に基づく勧告を行う事態にも至っている。各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強く願いたい。各申請者においては、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備を経た上で申請するよう重ねて願いたい。また、積極的に教育情報・財務情報を公開し社会に対する説明責任を果たすよう期待したい。
- 今回の審査に際しても、設置構想が多様化する中、判断に苦慮した局面が少なかった。文部科学省に対しては、基準を明確化し適正な審査を行う観点から、例えば、以下のような事項についての検討を期待したい。
 - 学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化
 - 大学院大学のハード面など基準の明確化
 - 多様な形態を踏まえた通信教育設置基準の見直し
 - 教職大学院の基準の明確化（別紙参照）
 - 専門職大学院で養成する人材を受け入れる側のニーズ把握の徹底、専任教員の役割・責任の明確化

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会会長永田眞三郎

別紙

教職大学院の審査結果について

- 教職大学院については、本年3月に制度が創設され、7月に平成20年度開設予定の国私立の教職大学院21件の諮問等があった。（国立15件、私立6件）
審査に当たっては、教職大学院の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を設け、書面審査に加えて、全ての大学院に対して面接審査を実施し、必要に応じ実地審査や連携教育委員会からのヒアリングを行ったりして、慎重な審査を期した。
その結果、19件については、認可を「可」とする判定を行い、各大学院が留意すべき事項の内容を「留意事項」として取りまとめた。その他は、申請が取り下げられたものが2件ということとなった。
- 教職大学院は、これまでの大学院段階における教員養成の在り方を見直し、高度専門職業人としての教員に求められる高度な実践力・応用力を育成するため、専門職大学院制度の中に特別に位置づけられ制度化されたものである。このことに鑑み、各案件の審査に際しては、設置の趣旨・目的が制度創設の趣旨に即しており明確か、教育課程が実践的な内容になっており体系的に編成されているか、学校等における実習が円滑に教育効果をあげるものになっているか、実務家教員と理論的な科目を担う教員とが適切に役割分担し協働する教員組織になっているか、養成した人材を受け入れる教育委員会等との強い連携関係が構築されているかといった観点から確認を行い、不明確な点については申請者に説明を求めた。
- 審査における論点の一つが、学校等における実習の取扱いであった。実践的な指導力の強化を図る観点から、10単位以上の実習を修了要件とするとともに、学生の教職経験を考慮して、全部又は一部の

実習を免除できる制度とされている。実習の免除を計画する案件の中には、教職経験と免除する実習との相関性、免除の基準・方法等が不明確なものが見られた。また、実習の全部を免除する計画については、実践力ある人材を育成する目的を達成できるかどうか疑問であるとする意見もあった。教職大学院における教育の質の担保に直接関わる事柄なので、各大学院において、実習を免除する場合の判定は厳正に行うとともに、実習の在り方を不断に検証していくことを望みたい。なお、現職教員学生が現勤務校で実習を行う計画の場合、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされることも望みたい。

- 4 その他、審査においては、1年コースを設定する場合の教育の質の担保、学生が1年間に登録できる履修科目の単位数などが論点となった。細部までの検討がなされておらず準備不足なものがある。教職大学院の設置により既設の学部や修士課程の教育も改革してほしい、今回は義務教育、特に小学校教員養成の案件が多かったが、例えば、高等学校等の教員養成のものも今後出てきてほしいといった意見があったことを付言しておきたい。
- 5 今回の審査に際し、教職大学院制度の趣旨・目的に照らして個別の案件の内容について議論したが、判断に苦しんだ局面があった。文部科学省に対しては、例えば以下のような事項について、基準の明確化など制度に関する共通理解を図る取組を期待したい。
 - 実習について、全部免除の要件、免除の基準・方法等に関する要件
 - 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件
 - 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限
 - 教員組織中に修士など相応の学位保有者を相当程度含むこと
 - モデル・カリキュラムの作成の支援
- 6 平成20年度に開設する19の教職大学院に対しては、確実に設置計画及び留意事項の内容を履行し、質の高い実践的リーダー教員養成を行うことを期待する。

平成19年11月27日
大学設置・学校法人審議会大学設置分科会代理長
(教職大学院特別審査会主査) 北原保雄

参考2

近年の審査を振り返って

(大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント)

私立大学審議会を前身とする本分科会は、法令の定めにより私立大学関係者をを中心に構成され、経営面を中心に設置審査に当たっている。言い換えれば、本分科会は、私立大学関係者の「自主性」「自律性」に厚い信頼を置く私立大学制度の一部を成すものであり、申請者の「自律性」を期待し、「自主性」を尊重することを審査の基本方針としている。

一方、我が国の私立大学は、過去十数年の間、著しい環境の変化に晒されてきた。18歳人口が4割減少し、地方を中心に定員割れに苦しむ大学も少なくない。バブル経済の崩壊は、出口(就職)を意識した教育内容の不断の見直しを不可避とした。さらに、大学設置基準の大綱化以降の規制緩和の流れは、私立大学の多様化に大きく道を開いた。

かかる環境変化に直直し、各大学が、経営の安定性に意を払いつつ、建学の精神の下、様々な工夫を凝らし改革を進めていることは、高く評価したい。しかし、他方で、私立大学制度の前提である「自主性」「自律性」を損ないかねない事態が審査の過程等で明らかになりつつあることを指摘しなければならぬ。

第一に、継続的な運営のための「安定性」の問題である。私立大学は、在学生のみならず、卒業生に対しても母校として存続、発展する責務がある。「安定性」は学校経営の最も基本的な命題であり、学校法人制度もそうした前提で設計されている。にもかかわらず、近年、新設早々に学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学の例や、校舎の全部借用の結果、借料が経営を大きく圧迫する株式会社私立大学の例が多く見られるようになった。

第二に、社会からの「信頼性」の問題である。教育基本法で規定される通り、学校とは「公の性質」を有するものであり、その設置者たる学校法人には高い「公共性」が求められる。しかし、昨今、認可申請書の不実記載や重大な記載漏れなどの不正申請、理事長によるセク・ハラ事件、さらに文部科学大臣勧告を受けた株式会社私立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事例が続いており、極めて遺憾である。社会からの信頼性の前提である情報公開も遅れている。

第三に、私立大学の「自主性」「自律性」そのものの問題である。規制緩和の進展は、申請者側に、より高い「自主性」「自律性」が求められるものであるが、現実には、設置認可に際し、準備不足から多数の留意事項が付された、「数値基準さえクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加するなど、規制緩和の弊害が目立ち始めている。学校法人のガバナンス機能を高めるための平成16年の私立学校法改正の趣旨についても、改めて徹底する必要がある。

以上、いずれも最終的には設置者たる学校法人の自己責任に帰すべき問題とは言え、事態の広がりによっては、学校経営に民間参入を認めた唯一の制度として確立してきた「学校法人制度」の根幹を揺るがしかねない。この事態の克服のため、何よりも、我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待したい。

本学校法人分科会は、私立大学の水準の向上、健全な発展に責任を負う機関として、事態の推移を見極めつつ、審査基準、審査方針の見直しと厳正な審査に一層努めてまいりたい。

平成20年2月27日

大学設置・学校法人審議会
学校法人分科会長 黒田 壽 二

大学の設置認可について

平成20年1月23日
大学設置・学校法人審議会

昨年11月27日、当審議会において、平成20年度開設予定の公私立の大学、大学院等について答申を行った際、別紙のとおり、申請大学、文部科学省をはじめ広く関係者に対して会長コメントが出された。

とりわけ、設置基準の在り方については、中央教育審議会大学分科会において今後必要な検討が行われることを強く期待するものである。

なお、今後の検討の参考となるよう、実際の審査の過程において議論のあった具体的な事例について、以下に主なものを掲げているが、これらについては、他の課程における取扱いも含めて検討する必要がある。

○最近の設置認可をめぐる議論のあった課題の具体例

【設置形態を問わず共通の事項】

- ・報酬や担当時数が過少である者や企業経営者などの本務を有する者は専任教員と言えるのか。専任教員の役割・責任や勤務条件の明確化が必要ではないか。
- ・教員審査に当たって、実務家としての業績をどのように評価するか。
- ・教員研究室が狭隘、教員研究費が過少など、研究環境に問題がある場合の取扱いをどう考えるか。
- ・附属図書館などの保有図書数が過少な場合の取扱いをどう考えるか。
- ・通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野をどのように考えるか。また、多様な教育手法の導入に伴い、十分な教育効果をあげるための教育体制の整備が必要ではないか。
- ・学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化についてどう考えるか。

【専門職大学院に関する事項】

- ・関連する分野の修士、博士の学位もしくは専門職学位を有さない教員や、研究業績を有しない「実務家教員」が専任教員の大部分を占めるような「専門職大学院」は適当かどうか。
- ・専門学校や学部との相違や、人材を受け入れる側のニーズが不明確な構想について「専門職大学院」と位置づけることができるかどうか。
- ・専門職学位課程専従の教員が入学定員に比して過少な場合の取扱いをどう考えるか。
- ・実習の要件など教職大学院の基準の明確化についてどう考えるか。

【大学院大学に関する事項】

- ・大学院大学において、多くの部分を専門学校等と共用しているなど、学生数に比して校舎面積が狭小な場合が多いが、ハード面に関する基準の明確化が必要ではないか。

1-2 これまでの大学設置認可制度に係る規制緩和の例

★印は、構造改革特別区域における特例措置

【平成元年】

○学位・研究業績にかかわらず、社会に広く人材を求める観点から、教員資格を拡大

【平成3年】

○学部の種類例示を撤廃
○学士・修士・博士の種類を撤廃、専攻分野の名称を自由化
○一般教育・専門教育等の科目区分・必要単位数を撤廃
○一般教育・専門教育等の科目区分ごとの必要教員数を撤廃
○兼任教員比率の上限（専任教員の半数）を撤廃
○図書等の整備の数量基準を撤廃

【平成7年度（審査）】

○審査期間を短縮（例）大学の開設20カ月→15カ月）

【平成10年】

○校地の基準面積を緩和（校舎面積の6倍→校舎面積の3倍）

【平成11年度（審査）】

○兼任・兼任教員の資格審査を廃止

【平成12年】

○校地の自己所有要件の段階的緩和

【平成13年度（審査）】

○審査期間を短縮（例）大学の開設15カ月→8カ月）
○校舎の自己所有要件の段階的緩和

【平成14年】

★校地・校舎の自己所有を要しない特例措置

【平成15年度（審査）】

○学部・研究科等の設置のうち大学の授与する学位の種類・分野が変わらないものを届出化
○総数の増加を伴わない収容定員の変更を届出化
○大学設置・定員増の抑制方針を撤廃
（地域制限：全廃、抑制分野：医師・歯科医師・獣医師・教員・船舶職員のみ）
○標準化により専任教員の要件等に関する審査内規を撤廃
○校地の基準面積を緩和（校舎面積の3倍→定員1人当たり10㎡）
○校地・校舎の自己所有要件の段階的緩和
○審査期間を短縮（例）大学の開設8カ月→7カ月）
★大学の設置主体に株式会社を認める特例措置
（株式会社立大学新設の審査期間の特例：3カ月（平成15年度のみ））
★空地・運動場を不要とする特例措置
★校地面積基準を引き下げる特例措置

【平成17年】

○大学設置・定員増の抑制分野から教員養成を撤廃

【平成18年度（審査）】

○大学院の設置認可にあたって、基礎となる学部の設置後2年経過していることについて定めた規定を撤廃。

【平成19年度（審査）】

○校地・校舎の自己所有要件の緩和

【平成20年度（審査）】

○大学の統合の場合でなくとも、特段の意見等が付されなかった場合は早期認可が可能に

1-3 大学設置認可における量的規制撤廃の経緯

<高等教育の計画的整備>

- 高等教育機会の提供については、昭和51年度より逐次計画的な整備を実施。平成5年度以降は18歳人口の急減等を踏まえ、「大学等の新增設及び定員増については原則抑制」とする方針を採用。
- 平成12～16年度を対象とする計画（平成9年1月の大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」）においても、大学等における教育の質の確保を図る観点から、大学等の全体規模について、基本的には抑制的に対応することが適切であるとの考え方。
- これを踏まえて、平成12年度以降の大学等の設置及び定員増に関する認可の審査に当たっては、社会的な必要性の高い特定の分野（例：看護、情報、福祉）を除いて抑制的に対応（いわゆる「抑制方針」）。



〔進学率の上昇と特定の分野を中心とした大学の設置による高等教育の大衆化〕

<規制改革の動き>

- 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）
- 高等教育における自由な競争環境の整備
 - ・ 大学・学部設置認可制の見直しと届出制の導入
 - ・ 大学・学部設置等の認可に対する抑制方針の見直し
 - ・ 第三者による評価認証（アクレディテーション）制度の導入



<中央教育審議会の提言>

答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月）

<量的規制の撤廃>

- 今後は抑制方針を基本的に撤廃することを提言（但し、現在全く新增設等を認可していない医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学・学部等については、引き続き検討）。
- ↓
- この方針を踏まえて、平成15年度から大学の設置に関する抑制方針を撤廃。

<設置認可の弾力化>

- 大学が主体的・機動的・弾力的に組織改編できるように、設置認可の弾力化を提言。
- ↓
- この方針を踏まえて、平成15年度から学問分野を大きく変更しない学部等の設置を届出化するとともに、平成16年度より認証機関による第三者評価制度を導入。

※その後、教員養成に係る抑制も撤廃（平成18年度開設分から）



- 設置認可制度的確な運用
- 自己点検・評価の充実
- 認証機関による第三者評価の充実

1-4 設置審査の準則化について

1. 準則化

- 「準則」とは「守るべき規則・ルール」を意味し、「準則化」とは、様々な法的問題点について、適用されるべき基準や解釈を明確に示すこと。
- 大学の設置認可の審査については、学校教育法・大学設置基準等の法令の抽象的な規定を補う形で、大学設置・学校法人審議会の決定・申し合わせといった内規によって基準を定め、逐次整理していた。(審議会の内規は、すべて一般に公表していた。)
- 特に、平成15年の大学設置基準等の改正においては、基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、審議会内規において定めていた審査の基準について、告示以上の法令に規定するとともに、審議会内規をすべて廃止した。
その際、規制緩和の流れを踏まえ、大学の質の確保のため最低限の基準として必要な事項に限定する整理がなされた。

○ 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成13年12月11日)

(抄)

第1章 重点6分野について/4 教育/1) 高等教育における自由な競争環境の整備
ア 大学・学部・設置規制の準則主義化【平成14年度中に措置(検討・結論)】

(略) 現在、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、法令レベルでその一覧性を高めるよう整理すべきである。

○ 中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月5日答申)(抄)

第2章 設置認可の在り方の見直し/3 設置審査に係る基準の見直し

現在、大学設置審査の際に適用されている基準は、大学設置基準等の法令のほか、大学設置・学校法人審議会の審査基準や内規など様々な形式によって規定されている。今回、これらの基準が設置審査の最低基準であるとの観点に立って、それぞれの規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに、こうした様々な基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定することが必要である。

2. 準則化に対するこれまでの取り組み

- 審査の一般的基準や抑制方針について、総則的な2本の審議会内規(「大学設置審査内規」・「審査の取扱方針」)に統合。(平成3年)
- 「学部設置基準要項」13本を審査の参考資料とすることを廃止。(平成3年)
- 特定の学部・学科別に基準を定めていた申し合わせ45本を廃止。(平成3年)
- 審議会の決定・申し合わせ等が改正された場合に、法令と同様に改正内容と施行を設置者に対して通知。(平成5年～)
- 「設置審査内規」と関連する複数の申し合わせを学部・大学院のそれぞれについて2つの審議会内規(「審査基準要項」・「審査基準要項細則」)に整理。(平成13年)
- 審査の一般的基準に関する内規(「審査基準要項」など6本)及び抑制方針に関する内規(「審査の取扱方針」など4本)など計11本を廃止して、最低限の基準として必要なものに限って大学設置基準や告示などに規定。(平成15年)

3. 平成15年3月1日をもって廃止された内規一覧

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| ○大学設置審査基準要綱 | ○大学設置審査基準要綱細則 |
| ○大学院設置審査基準要綱 | ○大学院設置審査基準要綱細則 |
| ○大学院大学の審査基準について | ○教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針について |
| ○大学専攻科及び別科に関する取扱について | ○臨時的定員に関する平成12年度以降の取扱い方針 |
| ○抑制の例外としての社会人等の定員枠を充足していない場合の取扱いについて | |
| ○平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱い方針 | |
| ○平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱い方針の運用について | |

3. 廃止された審査基準のうち法令に規定化されなかったものの例

平成15年の準則化によって廃止された審査の基準に係る審査会内規のうち、大学設置基準等に規定化されなかったものに、以下のような例がある。

(※ その後の大学設置基準等の改正により一部規定されたものも含む。)

(1) 教育内容に関するもの

○ 教養教育の実施(学部)

・ 大学設置基準第19条第2項及び短期大学設置基準第5条第2項の規定の趣旨が実現されるよう、教育課程の編成に当たっては一般教養的な教育内容を全部又は一部に含む授業科目を開設する必要がある。

○ 基礎理論教育の実施(大学院)

・ 実技関係の分野(例えば美術、音楽、体育等)に係る専攻の教育課程の編成については、基礎理論関係科目が相当程度考慮されていることを必要とする。

○ 学外実習施設の確保

・ 学外実習を実施する場合は、実習施設が教育内容にふさわしい規模、内容を有し、また、実習施設との連携等教育上の配慮や実習計画が適切であるかどうかを判断する。

○ 履修指導・シラバスの配慮

・ 教育課程の展開に当たっては、少人数による授業、対話・討論型、双方向的な授業の積極的な導入、十分な履修指導の実施に配慮されているとともに、授業計画の作成等についてもなるべく配慮されているものであること。

(2) 教員組織に関するもの

○ 専任教員の要件

・ 次に掲げる者は、基準上専任教員に算入しない。

ア 会社の役員及び職員。ただし、非常勤の者であって、授業及び研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

イ 弁護士、公認会計士、税理士、医師等として専ら業務に従事している者。

ウ 演奏家、作曲家、小説家、評論家及び画家等で、演奏活動等のため、授業及び研究に著しく支障があると認められる者。

エ 専任となろうとする大学と遠隔の地に居住しているため授業及び研究に支障があると認められる者。

オ 専任教員の基本給については特に留意し、特別の場合を除き、余りに少ない場合は専任に疑義ある者とする。

・ 専任教員の年齢制限は、別表第1のとおりとする。→表備考1年齢は満年齢とし、年齢欄に表示した年齢未満を専任教員数算定の対象とする。

(3) 施設・設備に関するもの

○ 学部別地と校舎面積

・ 大学の場合は、学部ごとに遠距離に分散しても差し支えない。ただし、学部ごとに大学としての教育に差し支えないだけの施設設備及び教員組織が整備されていることを原則とする。

・ 2以上の学部(短期大学の場合には学科)がある場合で、それらが2以上の団地に学部単位で分散している場合には、個々の団地が基準面積以上(団地ごとにそのうちの1の学部については第1表により算出)でなければならない。

○ 図書館の閲覧座席数

・ 閲覧室については、収容定員の10%以上の座席数が設けられることが望ましい。

○ 通信教育の技術管理

・ 通信教育を行う課程については、教育研究のための情報通信機器等の整備について配慮がなされていることが望ましく、また、マルチメディア技術を活用して授業を行う場合等においては、当該システムの管理運営等を行う者が配置されていることが望ましい。

○ 大学院大学の施設

・ 校地・校舎の面積は、収容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。

(4) 教育研究環境に関するもの

○ 教員の研究費

・ 教員の研究費、旅費(海外旅費を含む。)、図書購入費、施設・設備購入費等の教育研究経費については、教育研究の活性化を図る観点から充実していることが必要である。特に、研究費については、一定額(当面、一人当たりの積算金額が大学30万円、短期大学20万円)以上措置されており、かつ、十分な共同研究費、在外研究費等が確保されていることが望ましい。また、これらの研究費について、適切な配分方法が確立していることが必要である。

(5) 管理運営に関するもの

○ 教員面の学内規定

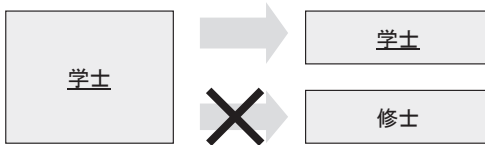
・ 大学又は短期大学としてふさわしい管理運営が行われるため、教員の人事に関する規定、教授会等の組織に関する規定等の学内諸規定が十分に整備されていること。

1-5 学部等の届出設置について

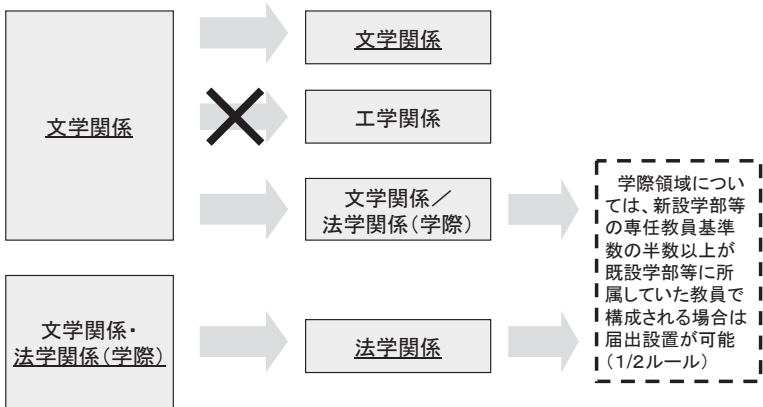
新たに学部等を設置するにあたり、当該大学が授与する学位の種類、分野の変更を伴わないものは、認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることによって設置することが可能。
(学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条第2)

また、学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も、一定条件のもとに届出による設置が可能。(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(文部科学省告示第39号))

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続きに関わらず「社会に対する「約束」」であることから、新しい学部等を設置する場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をすることが求められる。

1-6 大学等の認可・届出事項

事 項			改正前	改正後（平成16年度開設以降）
学校（十大学院）の設置・廃止			認可	認可
設置者の変更			認可	認可
学部，研究科，短大学科の設置			認可	届出／認可
学部，研究科，短大学科の廃止			認可	届出
学科等の設置	学部の学科の設置	公立	届出	届出／認可
		私立	認可	
	研究科の専攻の設置		認可	
	専攻の課程の変更（修→博など）			
通信教育の開設		認可		
学科等の廃止	学部の学科の廃止	公立	届出	届出
		私立	認可	
	研究科の専攻の廃止		届出	
	通信教育の廃止		認可	
収容定員の変更		公立	届出	届出
		私立	認可	届出／認可

※「届出／認可」について

「設置」：当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴う場合に認可

「収容定員の変更」：大学全体の収容定員が増加する場合に認可

1-7 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（抄）

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

1-8 学校法人における校地・校舎の自己所有要件について

		大学、短期大学、高等専門学校		
		大学等の設置	学部・学科の設置	大学院・研究科の設置
校地	国、地方公共団体からの借用	○	○	○
	民間からの借用	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証
校舎	国、地方公共団体からの借用	○	○	○
	民間からの借用	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 20年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証

		大学院大学	サテライト施設
校地	国、地方公共団体からの借用	○	規定なし
	民間からの借用	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	
校舎	国、地方公共団体からの借用	○	(修業年限に相当する年数以上の使用保証)
	民間からの借用	(原則) 10年以上の使用保証 (例外) 修業年限に相当する年数以上の使用保証	

※ 規制改革・民間開放推進計画（平成18年3月31日閣議決定）に基づき、平成19年度審査より、校地・校舎の自己所有要件を緩和し、全部借用を認めることとした。

1-9 設置計画履行状況調査について

1. 目的

- 大学等の設置認可後、設置認可時の留意事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況などの設置計画の履行状況等について報告を求め、確実に履行されているかを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

2. 根拠

- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成18年3月31日 文部科学省令第12号）
（履行状況についての報告等）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

3. 調査の付託先委員会

- 設置計画履行状況等調査委員会
（※法科大学院：法科大学院特別審査会、※教職大学院：教職大学院特別審査会）

4. 調査方法

- 各大学から提出された『設置計画履行状況報告書』等に基づき、悉皆の「書面調査」を行った上、必要に応じ、「面接調査」又は「実地調査」を実施。

【平成20年度実績】

書面調査338件、面接調査32件、実地調査44件
（届出設置（試行）：書面審査12件、面接調査2件、実地調査10件）
※法科大学院：書面調査29件、面接調査10件
※教職大学院：書面調査19件、実地調査19件

5. 調査の結果

- 調査結果については、大学設置・学校法人審議会（設置計画履行状況等調査委員会、法科大学院特別審査会、教職特別審査会）に報告し、審議会において審議の上、留意事項を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表。

【平成20年度実績】

留意事項を付した件数 102件
（法科大学院：留意事項18件、教職大学院17件）
※件数は既設学部等の入学定員の超過に関するもののみを除く。
※届出設置（試行）については当該大学にのみ通知。

1 - 10 質保証の観点から見た設置認可・審査制度の改善例

【平成18年度】

- 大学院大学（専門職大学院大学を含む）の新設に関する審査期間の確保
6月末申請 → 4月末申請
- 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象に
- 設置の申請・届出における虚偽等の不正行為を行った設置者に対する厳格な対処
 - ・法令違反状態への是正措置の適用
 - ・私学助成の不正受給に係る返還の未履行（平成19年度改正により削除）
 - ・認可・届出に係る設置計画の履行状況が著しく不適当
- などに係る法人からの申請は認可しないこととした
- 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

【平成19年度】

- 学部、学科又は課程ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとした
- 2以上の校地において教育を行う場合の教員の配置及び施設・設備の整備について規定。
- 成績評価基準等を、学生に対しあらかじめ明示することについて規定
- ファカルティ・ディベロップメントを義務化（大学院のみ平成18年に改正）
- 大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確化。また、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学、高等専門学校又は専門学校等を置いている場合に、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支障がない限度において共用を認めることとした
- 大学新設に係る申請における「教員個人調書」等の提出期限を申請書と同時（3月末）に
- 認可申請書における教員の情報として開設後の大学以外での職務の状況を追加
- 校地校舎等の図面を抜刷の添付書類として追加
- 真正な学位と紛らわしい学位及びそれに付随する業績について、申請書に記載しないようにするとともに、外国の学位を有する教員がいる場合、申請者が政府機関等に当該大学が正規の大学であることを確認することとした
- 届出設置された学部等のアフターケアを試行実施

【平成20年度】

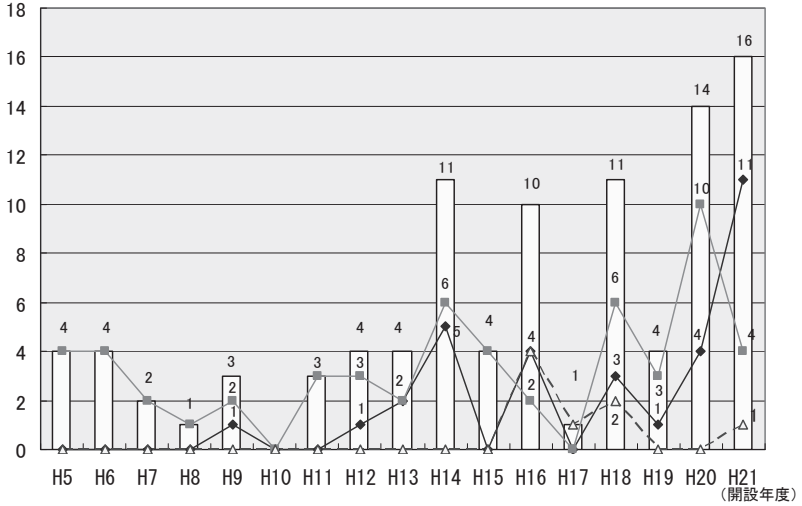
- 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」（平成20年度改訂版）において、より緻密な審査が可能となるよう、
 - ・専任教員の申請大学における勤務日数の明記
 - ・専任教員予定者の印鑑証明等の提出
 - ・校地校舎等の図面において、専用・共用の別を明示
 - ・研究指導科目について教員ごとの内容の記載等、新たに求めることとした
- 大学院の設置認可申請書において、シラバスの添付を求め内容を確認

【平成21年度】

- 早期判定（不可）の仕組みの導入（過度に準備不足な設置認可申請については、改めて十分な準備することを求めることとした。）
- 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画書、学則等）
- 届出設置された学部等のアフターケアを本格実施。

1-11 過去「不認可」「取下げ」「保留」となった公私立大学等の件数の推移

(件数)



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
保留	0	0	0	0	1	0	0	1	2	5	0	4	0	3	1	4	11
取下げ	4	4	2	1	2	0	3	3	2	6	4	2	0	6	3	10	4
不認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1
計	4	4	2	1	3	0	3	4	4	11	4	10	1	11	4	14	16

※申請区分(大学、学部、学科等)別件数

※平成16年の不認可4件は法科大学院

※「保留」とは、通常の第二次審査終了時に特定の是正意見が残るなど不十分な点があったため、同年度内で審査を継続したもの。(その後取下げがあったり、不認可となった案件も含む。)

1-12 質保証を支える設置基準等の整備について

(平成21年5月20日 大学分科会質保証システム部会 佐藤弘毅委員 配付資料)

質保証を支える設置基準等の整備について

佐藤弘毅

(目白大学・目白大学短期大学部 学長)

1. 設置審査における設置基準の問題点

1) 設置基準の問題点と整備の必要性

- ・ 認可審査、ACを通して、質保証の観点から憂慮すべき事案が数多く明らかに。
- ・ 設置計画の修正や問題点の改善を促しても、設置審の手に負えない事案も多い。
- ・ 問題の根は、設置者の自覚の欠如、計画の杜撰さ、甘さに。
- ・ 質保証に逆行する設置計画がまかり通るのは、①設置基準、②審査ルールにも起因。
- ・ 設置基準があまりに大綱化しており再整備が必要。
- ・ 現行設置基準は、申請側と審査側の大学についての共通理解を前提。抽象的、定性的。大学として当然に備えるべき要件が必ずしも明文化されていない。
- ・ 改めて、多様な大学観の存在を前提とした整備を。

【大学設置・学校法人審議会会長コメント】 H19.11.27 抜粋

規制緩和の流れの中、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減など「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方にに基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧される点である。
(略) 各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強く願いたい。

【大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会コメント】 H20.2.27 抜粋

第三に、私立大学の「自主性」「自律性」そのものの問題である。規制緩和の進展は、申請者側に、より高い「自主性」「自律性」が求められるものであるが、現実には、設置認可に際し、準備不足から多数の留意事項が付けられたり、「数値基準さえクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加するなど、規制緩和の弊害が目立ち始めている。

設置審査委員による中教審での意見発表

- ・ 設置基準や設置審査における視点の明確化について H18.4.13 佐藤弘毅委員
- ・ 「経営面の審査・評価の現状と課題について」 H18.7.12 黒田壽二委員
- ・ 「大学の設置認可について」 H20.1.23 佐藤弘毅委員
- ・ 「設置基準と設置認可の現状と課題について」 H20.10.29 納谷廣美委員

2) 「設置基準」整備の方法

- ① 設置基準（文科省令）の条文の精緻化、具体化、数値化
- ② 設置基準の規定について細部を補う告示の制定
- ③ 法令以外の方法

『大学の教員組織の見直しに関するQ and A』 大学振興課 H18.5.26

問17 どのような場合に、他の大学の教員になったり、企業等の職員となっている人を専任教員とできるのか。

(答)
大学設置基準第12条第3項では、「教育研究上特に必要があり」「当該大学における教育研究の遂行に支障がない」と認められる場合を要件として規定している。「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、同項による専任教員の割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意する必要がある。

2. 大学設置基準の整備について

1) 専任教員

問題点

- ・ 担当時間や給料が極めて少ない専任教員。
- ・ 他に本務を持っている専任教員。
- ・ 研究業績のない「実務家教員」が大部分を占める大学。
- ・ 教育課程との整合性を欠く教員構成。
- ・ 年齢構成に著しい偏りのある教員組織。
- ・ 教授会、各種委員会、学生指導体制、FD 組織、点検・評価組織等が未整備の大学。
- ・ 教員数にゆとりのない大学。

(教員組織)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 略

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、準教授、講師又は助教の教と別表二により大学全体の取用定員に応じ定める教授、準教授、講師又は助教の数を合計した教以上とする。

整備

- ・ 専任教員の認定基準をより明確に。現行第 12 条の補強。
例えば、常勤者に限るとし、授業時数、出勤日数、給料などの下限を定める。
兼業を制限する。設置審の現行基準は暫定措置。
- ・ 旧審査基準で規定化されなかったものの復活。
例えば、会社等の常勤役員、常勤社員、弁護士や医師等の現任専門職、遠隔居住者、高齢者等の算入除外規定。
- ・ 「私立大学等経常費補助金」の専任教員認定基準との整合性に留意。
例えば、給与や週当たり授業時間数の下限規定をそえる。
一定の兼業者、集中講義のみの教員、時間給教員などを除外する。
- ・ ただし、緩やかな条件を課す教員も必要。現行第 12 条の 3 の適用。
厳格な専任基準に適合する教員とその他の教員の割合をどう定めるか。
- ・ 第 13 条の補強を。
例えば、別表 1 の教員数は、厳格な基準を適用。
別表 2 の加算教員数については、緩やかな基準でも可とする等。
- ・ 他の設置基準では、学位課程の目的や内容に即して上記と差異を設けることを検討。

2) 施設・設備

問題点

- ・ 教室がきわめて少ない大学。
- ・ 研究室の多くが大部屋で狭隘な大学。
- ・ 図書館と呼べないような、狭く、席数の少ない図書室または図書コーナー。
- ・ 図書数が極端に少ない図書館。図書と雑誌、資料の区分の曖昧な大学。
- ・ 学生の自習室、PC 環境の不備。食堂がない等、学生アメニティ施設の貧弱な大学。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 略

(図書等の資料及び図書館)

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

整備

- ・ 施設・設備についても可能な限り定量的基準を設ける。
例えば、図書館の席数を数値化。 図書の冊数についてはどうするか。
専任教員の研究室の面積基準、専任教員数と研究室数の割合。
学生自習室(または学習室、PC 学習室、院生の研究室)の面積基準。
体育施設(現在は努力義務)の基準。
学生の厚生施設(例えば食堂、休憩室)の基準。

3) 研究環境

問題点

- ・ 研究室の多くが大部屋で狭隘な大学。
- ・ 研究費が過小など、研究環境に問題がある大学。
- ・ 研究紀要とその編集体制の未整備。

(教育研究環境の整備)

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

整備

- ・ 研究室の形態(個室と共用)、広さ、
- ・ 研究費(一律だけでなく審査によるものも重視)の額、支給方法、
- ・ 論文の審査等、研究紀要の編集体制の整備。

4)情報公開

問題点

- ・ 新設分は申請書、留意事項等の重要事項の公開が進んだ。残るは届出設置分。
- ・ 既設分は局長通知等により自発的な公開を促すのみ。
- ・ 公開すべき項目が明確でない。
- ・ 専任教員数、学生数、定員超過率などの開示が不十分。

(情報の積極的な提供)

第二条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

整備

- ・ 具体的に公開すべき項目について定める。
例えば、大学の設置目的、学部学科等の人材養成目的、三つのポリシー、
教員の在籍状況、教育研究業績、
学生の在籍状況、卒後進路状況、
学則、施設設備の整備状況など、設置者の恣意的な開示・非開示に任せない。
- ・ 学校法人の概要、事業計画書、事業報告書、財務状況等もさらに検討。

3. 他の設置基準の整備について

1)「独立大学院設置基準」(仮称)の制定

問題点

- ・ 現行の大学院設置基準は、独立大学院の質保証には機能しない。
- ・ 施設・設備に関する量的基準がない。
- ・ 教室、研究室、図書室の狭隘な大学院大学。院生研究室のない大学院大学。
- ・ 校舎面積の狭さを専門学校等との共用で辛うじてカバーしている大学院大学。
- ・ 大学の教育研究を経験していない設置者による設置計画の危うさ。

大学院設置基準

第二十三条 学校教育法第 103 条に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という。）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする。

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するとともに、校地については高度の教育研究にふさわしい環境を有するものとする。

2 独立大学院が研究所等との緊密な連携及び協力の下に教育研究を行う場合には、当該研究所等の施設及び設備を共用することができる。ただし、その利用に当たっては、十分な教育上の配慮等を行うものとする。

整備

- ・ 早急に策定する。

2) 短期大学設置基準の見直し

問題点

- ・ 大学設置基準のブループリント。短大のアイデンティティ確立を妨げている。
- ・ 短期大学の目的（学校教育法第108条）が十分に反映されていない部分がある。
- ・ 専任教員数が一部不合理。（SF レシオが大学より厳格な部分あり）
- ・ 基礎学力が著しく低下しているのに、単位の計算、授業時数、授業日数等が不変（例えば15週を超える期間の設定が可能か条文中不明確）。

短期大学設置基準

（教育課程の編成方針）

第五条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教授の資格）

第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

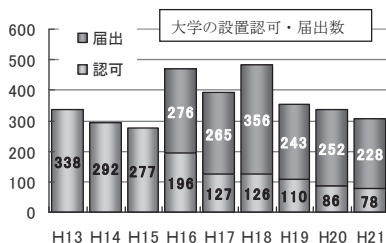
- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実務的な技術の修得を主とする分野にあっては実務的な技術に秀でていると認められる者
- 五 大学（短期大学を含む、以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

整備

- ・ 早急に見直しをはかる。
- ・ 短期大学の設置目的、人材養成目標に合致した内容に。
- ・ 専任教員数については、少子化時代に対応して小規模校にも配慮した内容に。
- ・ 短期大学の現状に即した学位の分野（学科の分野の区分）、授業期間の設定。

4. 設置審査から認証評価への架橋について

- ・ ACは完成年度で終了。
- ・ 認証評価にどうつなぐか。
- ・ AC結果参照は評価機関の任意。
- ・ 設置基準との適合性をどう確認？
- ・ 届出設置の追跡調査も課題。
- ・ データベースの構築で効率化を。
- ・ 質保証の一貫性、体系的が必要。
- ・ 誰が担当？どう組織化するか。



1 - 13 認証評価機関一覧 (H20 年 6 月現在)

【機関別評価に関する認証評価機関】

- ①財団法人 大学基準協会 (平成 16 年 8 月 31 日認証)
- ②独立行政法人 大学評価・学位授与機構 (平成 17 年 1 月 14 日認証)
- ③財団法人 日本高等教育評価機構 (平成 17 年 7 月 12 日認証)
- ◆大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択 (複数の機関を選択することも可能)

1 - 14 認証評価機関が行う評価

I 認証評価機関が定める大学評価基準

- ◆認証評価機関が認証評価を行う際は、大学評価基準に基づいて行う。
- ◆大学評価基準については、文部科学省令※において大枠は定まっているが、詳細な基準は、大枠の範囲内において認証評価機関が自ら定めるもの。
- ※学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 (文部科学省令第 7 号)

(参考 1) 学校教育法改正にあたって文部科学省の当時の考え方

認証評価は、あくまで認証評価機関が主体性をもって実施するものであり、大学評価基準を自ら定め、その基準に従って評価を行うものでなければならない。仮に、大学評価基準を国が策定し、その基準に従って評価を行うこととした場合、当該評価は国の代行・下請け評価となり、大学の教育研究活動の内容について謙抑的であるべき国がその評価を行っていることと同様になりかねないため適当ではない。

(参考 2) 国会答弁による説明

(平成 14 年 11 月 1 日 文部科学委員会 (衆) 河村文部科学副大臣の答弁)
大学評価基準でございますけれども、これは、当然大学設置基準というものがござ
いますから、それをまず踏まえて定めないといけない。それから、教育課程、教員組織
あるいはその他の認証評価のための適切な項目を設定して、項目ごとの内容も適切
であるかどうかということ。

II 文部科学省が定める大学評価基準の大枠 (文科省令第 7 号)

- ◆国が認証する際の基準をより明確化したもの。
- ◆認証評価機関が評価を実施するのにあたり、国として最低限、評価すべき項目や評価方法を明確化したもの。
- ◆大学評価基準に盛り込まれている内容のうち学校教育法並びに設置基準に関係する内容については、その水準を下回らないこと。

(参考 1) 国会答弁による説明

(平成 14 年 11 月 19 日 文教科学委員会 (参) 河村文部科学副大臣の答弁)
本来、評価基準というものは評価機関自らが定めていただくということになっておりまして、公正かつ適確に評価を実施するためには、細目の中で必要最小限の事項を定めると
いうことになっております。

(参考 2) 文部科学省令第 7 号を定める際の大学分科会における文部科学省の説明

- ①平成 15 年 2 月 25 日 中央教育審議会大学分科会
 - 各評価機関が認証を受ける場合の審査内容等については、審査を受ける側にも不安な部分があるので、その部分について細目を定める。
 - 曖昧な必要最低限の評価機関の在り方を細目という形で明確にしようとしている。
- ②平成 15 年 12 月 18 日 中央教育審議会大学分科会
 - 大学評価基準が、大学設置基準等を踏まえたものというのは、設置基準の項目

を全て評価して頂きたいという主旨ではございませんので、各認証評価で定める大学設置基準の項目の基準が、大学設置基準の水準を下回らないと申しますが、適合しているというようにして頂きたい。

- 最低限の項目として、**教育上の基本組織、教員組織、教育課程、施設設備、事務組織といった項目は、大学設置基準の項目の中で、評価すべきと思われる項目を抜き出してきたもの。**
- （省令で定める）最低限の項目について、各評価機関で定めていただきまして、その他どのような項目を付加するかどうかは、各評価機関で自由にお考え頂くという主旨のもの。

(参考3) 文部科学省令第7号の概要

第1条

- 第1項第1号 評価基準が学校教育法及び各設置基準に適合していること。
- 第2号 評価基準の項目を、大学の特色ある教育研究の進展に資する観点から設定していること。
- 第3号 評価基準を定めるに当たって、公正性及び透明性を確保するため、案の公表等の措置を講じること。
- 第4号 評価方法に、自己点検評価の分析、実地調査が含まれていること。
- 第2項第1号 大学の総合的な状況の評価については、以下の基準を定めること。
 - ①教育研究上の基本組織に関すること。
 - ②教員組織に関すること。
 - ③教育課程に関すること。
 - ④施設及び設備に関すること。
 - ⑤事務組織に関すること。
 - ⑥財務に関すること。
 - ⑦その他教育研究活動等に関すること。

第2条

- 第1項第1号 評価の業務は、大学の教員及びそれ以外の者が従事すること。
- 第2号 大学の教員が所属大学の評価に従事しない措置を講じていること。
- 第3号 評価に従事する者に研修等を実施すること。
- 第4号 機関別評価と専門職大学院評価を同時に実施する場合には、それぞれ実施体制を整備していること。
- 第5号 認証評価業務とそれ以外の業務に係る経理を区分すること。また、機関別評価と専門職大学院評価を同時に実施する場合も経理を区分すること。

第3条

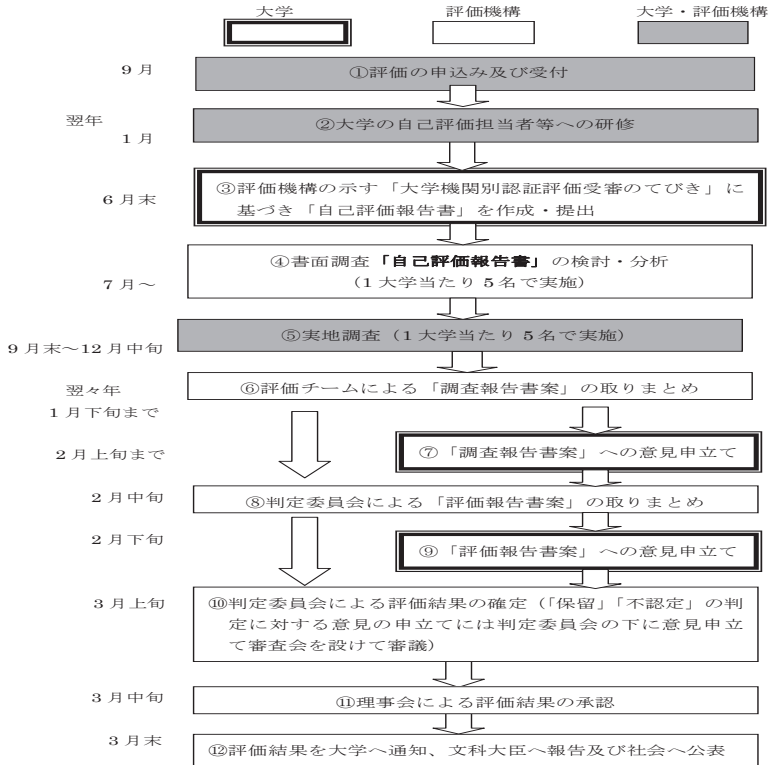
- 第1項第1号 申請のあった機関は以下の事項を公表すること。
 - ①名称及び事務所の所在地
 - ②役員の氏名
 - ③評価の対象
 - ④大学評価基準及び評価方法
 - ⑤評価の実施体制
 - ⑥評価の結果の公表の方法
 - ⑦評価の周期
 - ⑧評価に係る手数料の額
 - ⑨その他評価の実施に関し参考となる事項
- 第2号 大学から評価の要求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価を行うこと。
- 第3号 評価の実績などにより、評価を公正・適確に実施する見込みがあること。
- 第4号 専門職大学院の評価の実施後、教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合、その変更を把握し、必要に応じ、その変更を評価結果に付記する等の措置を講ずること。

Ⅲ 各認証評価機関が定める大学評価基準

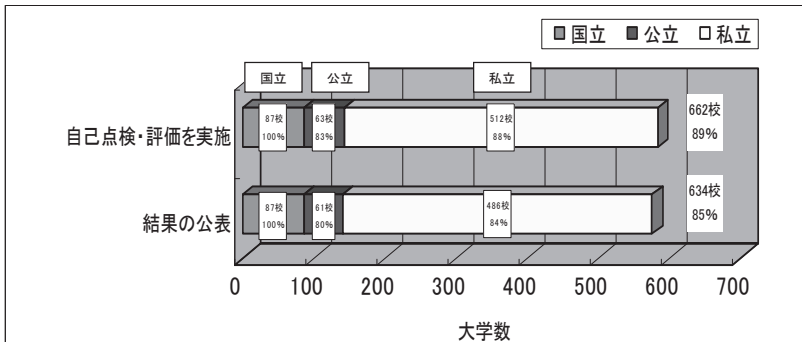
区分	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
評価基準	「大学評価基準（機関別認証評価）」（11の基準）を設定 各基準の下に「基本的な観点」（114項目）を設定	『「大学基準」およびその解説』（15の基準）を設定 各基準の下に「点検・評価項目」（382項目）を設定	「大学評価基準」（11の基準）を設定 各基準の下に「基準項目」（34項目）を設定し、基準項目ごとに「評価の視点」（70項目）を設定
具体的 基準 内容	①大学の目的 （目的の明確性、適合性/目的の大学構成員への周知、社会への公表） ※（ ）の内容は観念の要約	①理念・目的 （理念・目的等） ※（ ）の内容は、主要項目	①建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 （教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等） ※（ ）の内容は評価の領域
	②教育研究組織（実施体制） （教育研究に係る基本的な組織構成/教育活動を展開する上で必要な運営体制）	②教育研究の組織 （教育研究組織 等）	②教育研究組織 （学部、学科、大学院等の教育システム等）
	③教育内容及び方法 （教育課程/授業形態、学習指導方法等、成績評価、単位認定、卒業認定 等）	③教育内容・方法 （学部・学科等の教育課程、カリキュラムにおける高・大の接続、授業形態と単位の関係、厳格な成績評価の仕組み、履修指導、教育改善への組織的な取り組み、通信制大学等 等）	③教育課程 （目標、内容、学習量、教育評価等）
	④学生の受入 （アドミッションポリシーの明確性、公表・周知/アドミッションポリシーに沿った受入/実入学者数と入学定員）	④学生の受け入れ （学生募集方法、入学者選抜方法、入学者受け入れ方針等、定員管理、編入学者、退学者 等）	④学生 （入試・入学、学生サービス、学習支援、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）
	⑤学生支援等 （履修指導、学習支援/自主的学習支援の環境/学生の生活・就職等に関する支援等）	⑤学生生活 （学生への経済的支援、生活相談等、就職指導、課外活動）	
	⑥教員及び教育支援者 （教員の配置/教員の採用及び昇格等/教育の目的を達成するための基礎となる研究活動/教育支援者の配置、教育補助者の活用）	⑥研究環境 （研究活動、教育研究組織単位の研究上の連携、経常的な研究条件の整備 等）	
	⑦教育の成果 （目的に照らして教育の成果や効果が上がっていること）	⑦教員組織 （教員組織、教育研究支援教員、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続 等）	⑤教員 （教育・研究活動、FD等）
	⑧教育の質の向上及び改善のためのシステム （教育の状況を点検・評価し、それに基づき改善・向上を図る体制/教員、教育支援者等の資質向上を図るための取組）	⑧点検・評価 （自己点検・評価、自己点検・評価と改善・改革システムの連結、大学に対する指摘事項および報告などに対する対応 等）	
	⑨管理運営 （管理運営体制及び事務組織/管理運営方針の明確性、各構成員の責務と権限の明確性/大学の活動の総合的な状況の自己点検・評価、結果の公表）	⑨事務組織 （事務組織と教職組織との関係 等） ⑩管理運営 （教授会、学長・学部長の権限と選任手続、教職組織と学校法人理事会との関係 等） ⑪情報公開・説明責任 （財政公開、自己点検・評価）	⑥職員 （教育・研究支援、人事政策、SD等） ⑦管理運営 （大学の管理運営体制・設置者との関係・設置者の管理運営体制等） ⑧社会的責務 （組織倫理、危機管理、広報活動等）
	⑩施設・設備 （教育研究組織・教育課程に対応した施設・設備/図書等資料の系統的整備）	⑫施設・設備 （施設・設備等の整備、利用上の配慮 等） ⑬図書・電子媒体等 （図書、図書館の整備 等）	⑨教育研究環境 （施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等）
	⑪財務 （財務基盤/収支計画等/財務監査等）	⑭財務 （私立大学財務の財務比率 等）	⑩財務 （予算、決算、財務情報の公開等）
		⑮社会貢献	⑪社会連携 （教育研究上の資源、企業、地域社会等）

Ⅳ 評価プロセス（機関別評価のスケジュール）

（日本高等教育評価機構の場合）



（参考1）自己点検・評価の実施等（平成11～19年度）



V 各機関別認証評価団体の判定基準

区 分		(独) 大学評価・学位授与機構	(財) 大学基準協会	(財) 日本高等教育評価機構
評価の判定	判定方法	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判断し、全ての基準を満たしている場合に、大学全体として基準を満たしていると認める	大学評価基準（大学評価及び財政評価の2つに分類されている）の項目ごとに評定項目を整理した「達成度並びに水準に関する評定事項」について、評価者の評定の基準である「大学評価における評定基準」により評定を付し、総合的に評価を実施	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判定し、11の基準すべてを満たしている場合は「認定」、満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間内に基準を満たすことが可能であると判断される場合は「保留」、一定期間内に基準を満たすことが不可能であると判断される場合は「不認定」とする
	判定の種類	①基準を満たしている、②基準を満たしていない	①適合、②不適合、③保留	①認定、②保留、③不認定
	評価の結果	①認証評価結果：基準の適否、主な優れた点・主な改善を要する点を記述 ②基準ごとの評価：基準ごとの適否、優れた点・改善を要する点を記述	①評価結果は、判定及び認定の期間を記述。②総評は、「一、理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、「二、自己点検・評価の体制」、「三、長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を記述。③大学に対する提言は、「一、長所として特記すべき事項」、「二、助言」、「三、勧告」について該当する評価項目を記述	①認証評価結果：「判定」、「認定期間」、「条件」を記述。②総評：大学の総合的な状況を記述。特記事項の内容も含む。③基準ごとの評価結果：「判定」、「判定理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述
	公表の方法	印刷物の刊行、ウェブサイトへの掲載等	協会の刊行物への掲載、インターネットの利用等	機構の刊行物への掲載、インターネットの利用等

VI 認証評価を受けた又は今後受ける予定の大学数

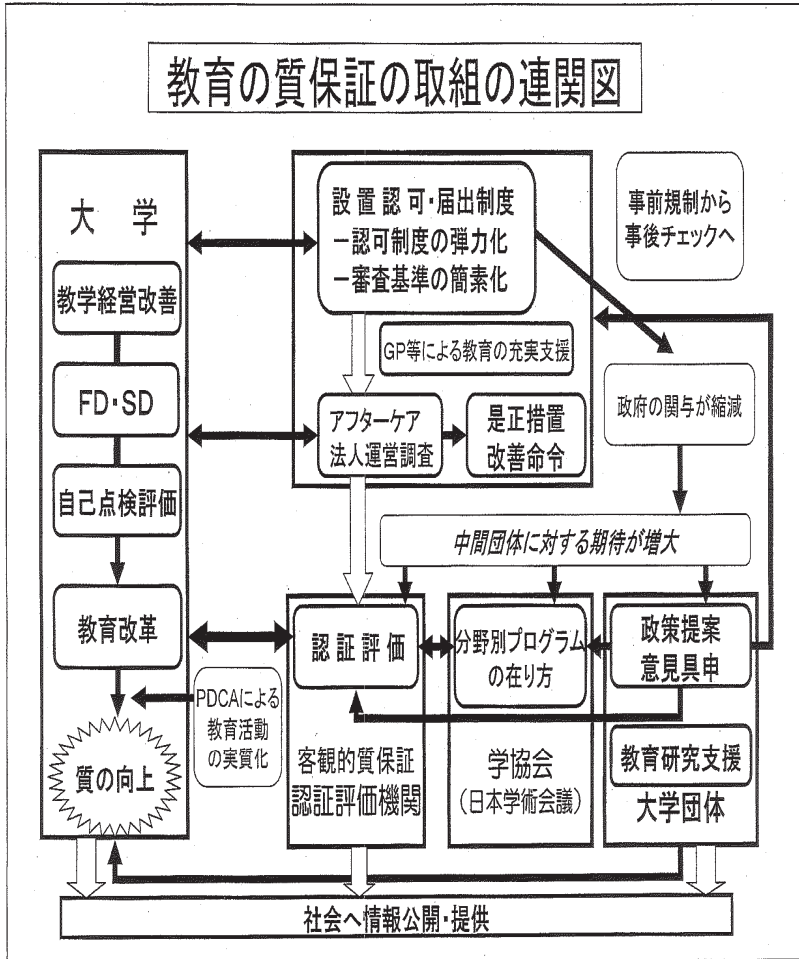
【平成22年度までに認証評価を受ける必要がある大学数（H16年度以前に開設された大学が対象）】

機関	H20年度までに受けた大学数	H21～22年度に受ける予定の大学数	総計
国立	51 (62%)	32 (38%)	83※ (100%)
公立	31 (49%)	32 (51%)	63 (100%)
私立	299 (56%)	238 (44%)	537 (100%)
合計	381 (56%)	302 (44%)	683 (100%)

※H23年度以降が受審期限となる筑波技術大学、富山大学、大阪大学は除く。

1 - 15 教育の質保証の取組の連関図

(平成 21 年 3 月 10 日 大学分科会黒田壽二委員 配付資料)



1-16 諸外国の質保証システムの概要

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可等	<p>(州立) 大学理事会の創設、新キャンパスの設置、学部・大学院の増設は、州議会の立法措置又は承認が必要。</p> <p>学部・大学院の増設等に関して、複数の州立大学理事会の取組を調整する機関が置かれる場合は、州議会の承認前に、当該機関の承認が求められる。</p> <p>(私立) 各州政府が州ごとに定められる基準に基づき認可。通常、機関の設置と学位授与権が別々に認可される。</p>	<p>(旧大学：1992以前の大学の) 国王による設立の勅許状又は立法措置により法人格及び学位授与権が付与。</p> <p>(新大学等：1992年以降の大学) QAAの審査を経て枢密院が認可。学位授与権と「大学」の名称使用は別の認可（「大学」は、学生数4,000人（フルタイム換算）以上であることが必要など）。</p> <p>近年、各種の行動規範（Code of Practice）等の大学の活動に関するガイドライン整備が進んでいる。</p>	<p>(国立) 政令により個別に設置される。当該大学における学位プログラムについては、国と各大学間での4年ごとの契約の中で認証される。学位授与権は大学のほか一部のグランゼコール等に認められている。博士号の授与はアクレディテーションを受けた博士課程研究科のみが可能。</p> <p>(私立) 私立の高等教育機関の設立自体は自由であるが、「大学」の名称を用いることは禁じられている。</p>	<p>(州立) 各州高等教育関連法に基づき、州大学創設委員会が基本構想を作成し、州議会が審議の上、設置。</p> <p>ただし、学士課程・修士課程の設置認可を受ける場合、原則としてアクレディテーションを受けていることが条件。</p> <p>(私立) 各州政府が各州の大学法等の規定に基づき認可。原則として、機関及び設置される課程に対するアクレディテーションを受けていることが条件。</p>
評価の種類	<p>①アクレディテーション（機関別と分野別）</p> <p>②州立大学への業績評価</p>	<p>①教育評価</p> <p>②研究評価</p> <p>③大学の活動状況指標</p>	<p>・機関評価（及び教員評価制度評価）</p> <p>②アクレディテーション</p> <p>・研究評価</p> <p>・教育課程及び学位評価</p>	<p>①業績評価（教育と研究）</p> <p>②アクレディテーション（機関及び課程別の2種類）</p>
実施主体	<p>①民間アクレディテーション団体</p> <p>②州政府</p>	<p>①高等教育審査機関（QAA）</p> <p>②高等教育財政審議会（HEFCE）</p> <p>③HEFCE、政府、大学等による合同グループ</p>	<p>・研究高等教育評価機構（AERES）：国の機関であるが、法に基づき独立した立場を有する</p>	<p>①州又は州の委託団体</p> <p>②機関に対しては主に独学学協議会が、課程に対しては認定アクレディテーション団体が実施。</p>
目的	<p>①教育研究の質の維持・向上</p> <p>②州民（納税者）への説明責任</p>	<p>・教育研究の質の維持・向上、政府補助金の配分の際の資料</p>	<p>・教育研究の質の維持・向上</p>	<p>・教育研究の質の維持・向上</p>
方法	<p>①自己評価報告書の作成、提出→視察団による現地調査→視察団の調査結果に基づくアクレディテーション授与の適否の審査・決定。</p> <p>②各州が業績評価指標を設定しその結果を評価。</p>	<p>①QAAの監査チームによる現地での機関監査→監査結果の公表及び対象機関に対する勧告</p> <p>②HEFCEの評価委員会が分野ごとに評価を実施。</p> <p>③個別の指標ごとに各大学の取組状況をベンチマークとともに公表。</p>	<p>・自己評価、研究成果等に依る情報の提出→専門家訪問グループによる現地訪問、報告→AERES評価報告書作成→評価報告書の公表。</p>	<p>①自己報告→ピアレビュー対象機関による報告書の公表（毎年又は数年ごとに実施）。</p> <p>②自己報告→現地調査→アクレディテーション団体による評価報告書の作成・改善策の勧告→改善策に対する対象機関の態度表明（数年ごとに実施）。</p>
結果の利用	<p>①連邦政府奨学金やその他の連邦の交付金（NSFのグラントの一部など）の受給条件（政府保証の学生ローンを含む連邦政府奨学金は、全米の奨学金の6割に相当し、各高等教育機関にとって貴重な財源）。</p> <p>②約6割の州では交付金の予算配分に反映。</p> <p>・予算編成過程で評価結果を一要素として考慮（14州）</p> <p>・評価結果に基づいて自動的に配分額を算定（8州）</p> <p>・評価結果に基づき配分額を算定後、追加額を審議（7州）</p>	<p>①大学の説明責任の一環（例外的に、評価結果により公的資金の停止もあり得る）。</p> <p>②毎年のHEFCEによる研究補助金配分において傾斜配分を実施。</p> <p>③大学の説明責任の一環。</p>	<p>・国と大学との契約（機関の目的や活動内容）の履行状況に関して、AERESが実施する評価（機関評価、研究評価、教育課程及び学位評価）の結果を、予算配分決定の際に考慮。</p> <p>・国のアクレディテーション（AERES）による機関評価、研究評価、教育課程評価及び学位評価の結果に基づき（く）を受けていることが各高等教育機関における博士号授与の要件。</p>	<p>①各州は、州又は州の委託団体が行う評価結果を州立大学の予算配分に反映。</p> <p>②各大学の教育課程の新設には、分野別アクレディテーションをうけていることが条件となっている。</p>
その他の仕組み	<p>・各種アセスメントテスト：各団体に於いて様々なレベル。内容のアセスメントテストが開発、実施（例：OLA, MAPP, GRE）</p> <p>・高等教育機関の検索・比較サイト：各高等教育機関の学費や入学率、学位取得率等の情報を公開（例：連邦教育省運営のCollege Navigator）。</p> <p>・連邦政府の高等教育統計（IPEDS）：高等教育に関する基本統計であり、ウェブ上で機関間の比較が可能。</p> <p>・学術団体（NRC）による分野別大学院課程評価（15年毎）。</p>	<p>・学外試験委員制度：学生の卒業試験の問題作成や学位審査において他大学の教員等の参加・協力を得る制度。</p> <p>・高等教育資格枠組：学位レベルごとに学生が修得すべき一般的な知識・技能の指標。QAAが作成。</p> <p>・分野別ベンチマーク：学間分野ごとに学生レベルで身につけるべき知識・技能等を記述した指標。QAAが作成。</p>	<p>・評価方法、報告等は公表され、AERESウェブサイト上で閲覧可能。</p> <p>・評価報告書に対し、評価対象機関の長による反論が投げられる。</p>	<p>・分野別ベンチマーク、学校選択等を目的に、高等教育開発センター（OHE）が分野別ベンチマーク（ランキング）を実施。</p>

※ 文部科学省作成